

別表第6の2 特定道路に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 歩道等と車道等の分離	(1) 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。 (2) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 (3) 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 (4) 歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。 (5) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。 (6) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。
2 路肩の確保及び区別化	自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。
3 歩道の有効幅員等	(1) 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上）とすること。 (2) 自転車歩行車道の有効幅員は、300センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては400センチメートル以上）とすること。 (3) 前2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち17の項第1号の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 (4) 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況

	を考慮して定めること。 (5) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。
4 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
5 道路附属物及び 占用物の整理	道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる空間を最大限に確保することができるように配置すること。
6 立体横断施設	(1) 全ての者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、立体横断施設を設けること。 (2) 立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 (3) 前号に規定するもののほか、立体横断施設には、必要がある場合は、エスカレーターを設けること。 (4) 立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とすること。 ア 籠の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。 ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。 エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認することができる構造とすること。
- カ 籠内に手すりを設けること。
- キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。
- サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
- シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
- (5) 立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。
- ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 2段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(6) 立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とすること。

ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。

オ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面

において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

キ 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(7) 立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の通行の状況を考慮して定めること。

イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

ウ 2段式の手すりを両側に設けること。

エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(8) 立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。

イ 2段式の手すりを両側に設けること。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

	キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。 コ 階段の高さが300センチメートルを超える場合は、その途中に踊り場を設けること。 サ 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。
7 休憩施設（ベンチ等）	全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるよう、必要に応じベンチ等を設けること。
8 歩行者広場	横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。
9 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	（1） 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。 （2） 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。 （3） 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方と一致させること。 （4） 接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。 （5） 接続部分（横断歩道に接続する歩道等の部分に限る。）は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とすること。
10 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。

11 歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）	自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
12 沿道施設との段差	特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。
13 橋の取付け部	(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。 (2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。 (3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。
14 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
15 舗装等	(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 (2) 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。 (4) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。

16 縦断勾配	道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。
17 横断勾配	(1) 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 (2) 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。
18 視覚障害者誘導用設備	(1) 道路の歩行者の通行部分には、可能な限り視覚障害者誘導用設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。
19 案内板等	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要な施設の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。 (4) 案内板等には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
20 照明施設	(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。 (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び駐車場には、高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限り

	でない。
21 滑止め等の交通安全施設	(1) 歩道等のない道路の交差点には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。 (2) 交差点には、必要に応じて歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
22 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	(1) 駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子利用者用駐車施設を設けること。 (2) 車椅子利用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 (3) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げる構造等とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子利用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 傾斜部に設けないこと。 オ 原則として透水性舗装とすること。 (4) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子利用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。 (5) 駐車場の自動車の出入口又は車椅子利用者用駐車施設を設ける際には、車椅子利用者が円滑に利用することができる停車の用に供する部分（以下「車椅子利用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (6) 車椅子利用者用停車施設は、次に掲げる構造とすること。 ア 車両への乗降の用に供する部分の幅及び奥行きは150センチメートル以上とする等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に乗降することが

できる構造とすること。

イ 車椅子使用者用停車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。

ウ 車椅子使用者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(7) 駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(8) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

エ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。

オ 原則として透水性舗装とすること。

(9) 駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- (10) 前号のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、第8号に規定する出入口に近接して設けること。
- (11) 第6の項第4号アからエまでの規定は、第9号のエレベーター（前号のエレベーターを除く。）について準用する。
- (12) 第6の項第4号の規定は、第10号のエレベーターについて準用する。
- (13) 第6の項第5号の規定は、第9号の傾斜路について準用する。
- (14) 第6の項第8号の規定は、駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。
- (15) 屋外に設けられる駐車場の車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用停車施設及び第8号に規定する通路には、屋根を設けること。
- (16) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とすること。
- ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。
- (17) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる構造のいずれかに適合すること。
- ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (18) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる構造とすること。

	ア 第8号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからオまでに掲げる構造とすること。 イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。 オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。 カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 (19) 第17号アの便房は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。 ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。 (20) 第18号イ、オ及びカの規定は、前号の便房について準用する。 (21) 第18号アからウまで、オ及びカ並びに第19号イからエまでの規定は、第17号イの便所について準用する。この場合において、第19号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
23 乗合自動車停留所	(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。 (2) 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合は、この限りでない。
24 路面電車停留場	(1) 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とすること。

等	ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。 イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。 ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。 エ 横断勾配は、100分の1を標準とすること。 オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。 キ 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。 (2) 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによること。 ア 縦断勾配は、100分の5以下とすること。 イ 横断勾配は、設けないこと。 (3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。
---	---

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6の3 特定道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等と車道等の分離	(1) 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。 (2) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 (3) 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。

	(4) 歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。 (5) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。 (6) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。 (7) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、前2号の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、当分の間、これらの規定による基準によらないことができる。
2 歩道の有効幅員等	(1) 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上）とすること。 (2) 自転車歩行車道の有効幅員は、300センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては400センチメートル以上）とすること。 (3) 前2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち12の項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 (4) 第1号の規定にかかわらず、一体的に高齢者、障害者等の円滑な移動を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。 (5) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、4の項に規定する立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。 (6) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。

	(7) 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 (8) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。
3 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
4 立体横断施設	(1) 高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、立体横断施設を設けること。 (2) 立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 (3) 前号に規定するもののほか、立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けること。 (4) 立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とすること。 ア 籠の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。 ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。 エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認することができる構造とすること。
- カ 籠内に手すりを設けること。
- キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。
- サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
- シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
- (5) 立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。
- ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 2段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(6) 立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とすること。

ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。

オ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面

において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

キ 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(7) 立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

ウ 2段式の手すりを両側に設けること。

エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(8) 立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。

イ 2段式の手すりを両側に設けること。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

	キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。 コ 階段の高さが300センチメートルを超える場合は、その途中に踊り場を設けること。 サ 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。
5 休憩施設（ベンチ等）	高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるよう、必要に応じベンチ等を設けること。
6 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	（1） 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。 （2） 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。 （3） 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方と一致させること。 （4） 接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。 （5） 接続部分（横断歩道に接続する歩道等の部分に限る。）は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とすること。
7 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。
8 歩道等と車道等との段差（枝道等	自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とす

と交差する場合)	ること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
9 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
10 舗装等	(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 (2) 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。
11 縦断勾配	道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。
12 横断勾配	歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。
13 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。
14 案内板等	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、

	高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要な施設の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 (4) 案内板等には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
15 照明施設	(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。 (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び駐車場には、高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
16 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	(1) 駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる構造等とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

- (4) 駐車場の自動車の出入口又は車椅子使用者用駐車施設を設ける階には、車椅子使用者用停車施設を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 車椅子使用者用停車施設は、次に掲げる構造とすること。
- ア 車両への乗降の用に供する部分の幅及び奥行きは150センチメートル以上とする等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。
 - イ 車椅子使用者用停車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。
 - ウ 車椅子使用者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
- (6) 駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
- ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。
 - ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (7) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。
- ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。
 - イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
 - ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (8) 駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する駐車場には、当該階に停止す

るエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(9) 前号のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、第7号に規定する出入口に近接して設けること。

(10) 第4の項第4号アからエまでの規定は、第8号のエレベーター（前号のエレベーターを除く。）について準用する。

(11) 第4の項第4号の規定は、第9号のエレベーターについて準用する。

(12) 第4の項第5号の規定は、第8号の傾斜路について準用する。

(13) 第4の項第8号の規定は、駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(14) 屋外に設けられる駐車場の車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用停車施設及び第7号に規定する通路には、屋根を設けること。

(15) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とすること。

ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

(16) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる構造のいずれかに適合すること。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であるこ

	と。 (17) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる構造とすること。 ア 第7号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからウまでに掲げる構造とすること。 イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。 オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。 カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 (18) 第16号アの便房は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。 ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。 (19) 第17号イ、オ及びカの規定は、前号の便房について準用する。 (20) 第17号アからウまで、オ及びカ並びに第18号イからエまでの規定は、第16号イの便所について準用する。この場合において、第18号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
17 乗合自動車停留所	(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。 (2) 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、

	それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
18 路面電車停留場等	(1) 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とすること。 ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。 イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。 ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。 エ 横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。 キ 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによること。 ア 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができ。 イ 横断勾配は、設けないこと。 (3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。